

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年8月21日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 子育て推進課の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年6月21日～平成25年7月3日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 施設分として購入した備品についても統括課として正確に把握し、現物と照合できるような方法により、適正な備品管理に努めること。	1. 備品台帳は使用管理する施設に備え、子育て推進課ではその写しを保管し、適正な備品管理に努めます。